

平成25年(ワ)第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 ほか821名

被告 国・東京電力株式会社

準備書面(42)

除染が不十分であることについて

(被告東電準備書面(13) 13~16頁に対する反論)

2016(平成28)年11月14日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

小 野 寺 利

広 田 次

鈴 木 堯

米 倉

笹 山 尚

渡 辺 淑

坂 田 洋

吉 田 悌 一

孝

男

博

勉

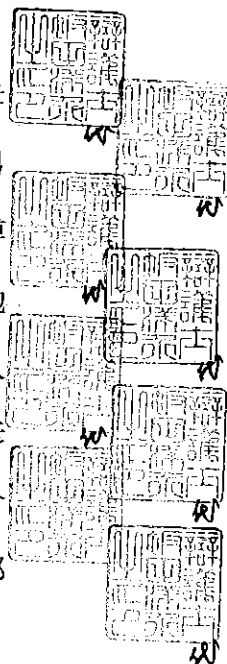
人

彦

介

郎

外



第1 はじめに

被告東電は、いわき市は、放射性物質汚染対処特措法において「汚染状

況重点調査地域」に指定され、いわき市が定めた除染実施計画に従い、順次除染措置が実施されており、平成28年6月末時点においては、公共施設、住宅、農地及び森林については除染発注数とほぼ同数について除染が実施されているか、あるいは調査にて終了していると主張する（被告東電準備書面（13）13～16頁）。

しかし、以下で見るとおり、国や行政の進める除染政策に基づく除染は、十分な効果を上げることができない状態であり、また、行政の除染計画に従った除染の実施も遅れている状況にある。

さらに、除染によって生じる大量の廃棄物を最終的に処分するための仕組みが確立されていないばかりか、当面の間その廃棄物を安全に保管する場所を確保することすら事欠いている状況である。

このような実態のもと、本件原発事故によって放射能に汚染された地域に居住し続けている原告らにとっては、除染は期待外れのものとなっており、本件原発事故による追加被ばくのおそれがあり、これが日々放射線被ばくの不安に苛まれる原因にもなっている。

第2 除染政策の現状

1 除染の必要性

本件原発事故によって福島第一原発から大量に放出された放射性物質は、東北・関東の幅広い地域に散らばり、大気、土壌、河川、海洋、田畑、森林、建物、道路その他の建造物等の環境を汚染した。

放射性物質は壊変によって時間とともに減少する。しかし、そのためには長い年月がかかるものがある。

本件原発事故によって放出された放射性物質のうち、陸上の除染で主に問題となるものは、大気中に大量に拡散したセシウム134、セシウム137等である。セシウム134は半減期が約2年、セシウム137は半減期が約30年なので、そのまま放っておくと長期間存在して放射線を出し続けるこ

とになる。

本件原発事故では上記の放射性セシウム等による汚染が広範囲に広がっているため、空間放射線量（空間線量率）を減らすためには放射性物質を取り除く等の方法で除染しなければならない。

2 環境省による除染の考え方と問題点

環境省によれば、除染とは、生活する空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質を取り除いたり、土で覆ったりすることである、という。そして、環境省は、取り除く（除去）、遮る（遮へい）、遠ざけるという3つの考え方に基づいて除染を行うとしている。

このうち、放射性物質の除去は、放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄等により行うとしている。もっとも、取り除いた放射性物質をどこに持っていくのか、という問題が残る。今度は、持ち込まれた場所が、放射線に晒されるからである。

放射性物質（放射線）の遮へいは、放射性物質を土やコンクリートなどで覆うことにより行うとしている。本件原発事故における除染政策では、放射能に汚染された土壌を除染する最も一般的な方法として、汚染の著しい表土と汚染の比較的少ない下層の土を入れ替えることが頻繁に行われているが、これは放射線を遮るという考え方に基づくようである。この方法によれば、たしかに一時的に空間放射線量を下げることができる。しかし、上に盛った土が雨などで流出すると、汚染土が現れて遮へいされなくなる可能性がある。また、土の入れ替えでは、根本的に土壌汚染は解消されないため、家庭菜園などの農作物への放射性物質の移行、地下水への浸透、子どもの土遊びへの影響という危険性を払拭することはできない。このように、土の入れ替えという除染方法は、そもそも限界があり、その場の放射性物質を処分せずに残存させるものである以上、そもそも「除染」といえるのか、極めて疑問である。

また、「遠ざける」とは、取り除いた放射性物質を一時的に保管するための仮置き場（かりおきば）や最終処分などについての考え方とみられる。放射性物質を生活圏から離れた場所に保管し、立ち入り禁止等の措置を講ずることによって、人の被ばく線量を下げようとするものである。しかし、今回の除染では、生活圏から離れた場所に仮置き場を設けることができずに除染した現場で除去した放射性物質を含む汚染土壌（以下、「除去土壌」という。）等を保管すること（以下、「現場保管」という。）が一般的となっており、最終処分場の確保の目途も立っていない状況であって、現状は放射性物質が生活圏から遠ざけられているとは言いがたい。

3 除染後の放射性物質の処分をめぐる問題点

しかも、除染によって放射性物質自体がなくなるわけではない。

遮へいや隔離によって放射性物質が消滅しないことは明らかである。除去についても、放射性物質が付着した部分を取り除いた後、結局は他の場所に移すだけであるから、放射性物質は消滅しない。

放射性物質は、放射線を出しながら壊変し、物理的に安定した物質に変化するまで世界に存在し続ける。半減期が長い放射性物質ほど、長く残る。

したがって、除染によって取り除くべき放射性物質の最終処分の問題を解決しなければ、除染問題は本質的に解決しない。

しかし、本件事故の除染によって取り除くべき放射性物質の最終処分について、国は具体的な道筋を示してない。

このため、本件原発事故で現在行われている除染は、放射性物質を他の場所に一時的に移すだけの「移染」にすぎないという批判がある。

4 放射性物質汚染対処特措法

(1) 施行

本件原発事故により放出された放射性物質の除染等を行うための措置

を定めた法律として、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）が2011（平成23）年8月30日に交付され、2012（平成24）年1月1日に全面施行された。

（2）国による除染の基本方針

2011（平成23）年11月11日、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針が閣議決定され、環境の汚染の状況についての監視・測定、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置等に係る国の方針が示された。環境省は、基本方針に基づいて、同年12月には除染関係のガイドラインを作成し、除染へ向けた動きが始まった。

基本方針の主な内容は、以下のとおりである。

ア 自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（以下、「追加被ばく線量」という。）が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小し、推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを下回ることを目指す。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取り組みが必要となる。

イ 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。

① 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。

② 2013（平成25）年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を2011（平成23）年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50パーセント減少した状態を実現すること。

③ 子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、

学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、2013（平成25）年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が2011（平成23）年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60パーセント減少した状態を実現すること。

（3）除染実施区域

放射性物質汚染対処特措法においては、国がその地域内にある廃棄物の収集、保管及び処分を実施する必要がある地域を「汚染廃棄物対策地域」、国が土壌等の除染等の措置を実施する必要がある地域を「除染特別地域」、当該市町村等がその地域内の事故由来放射性物質による汚染の状況について重点的に調査・測定することが必要な地域を「汚染状況重点調査地域」として、環境大臣が指定することができることとされている。

「汚染廃棄物対策地域」と「除染特別地域」は同一の地域であり、警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域が指定されており、福島県の楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村、並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域計11市町村（ただし、4市町村は一部地域のみ）が指定されている。

除染特別地域では、国が、各市町村等の関係者と協議・調整して策定した特別地域内除染実施計画に基づいて、除染を実施することとされている。

汚染状況重点調査地域は、国の費用負担の下で市町村が中心となって除染を実施する地域で、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上となる地域を指定することとしている（ただし、実際の指定の基準となる空間放射線量は、汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令第4条によって毎時0.23マイクロシーベルト以上であり、これは単純に1年に換算すると1ミリシーベルトを上回るため、基準の定め方には

批判がある。この点については後述する。)

現在、汚染状況重点調査地域は、岩手県（3市町）、宮城県（8市町）、福島県（40市町村）、茨城県（20市町村）、栃木県（8市町）、群馬県（10市町村）、埼玉県（2市）、千葉県（9市）の合計8県100市町村の広範囲に指定されている（乙40）。

除染状況重点調査地域に指定された市町村では、汚染の状況について調査測定を実施し、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上となる区域について、除染の実施者、手法などを定めた除染実施計画を定め、除染を実施する区域（除染実施区域）を決定する。汚染状況重点調査地域では、除染実施計画に基づき、市町村が国から補助金を受けて除染を実施することとされている。

5 除染で取り除いた除去土壌等の処理の問題点

国の方針によれば、取り除いた土壌、汚泥、草木等の廃棄物は、大型土のう袋の容器に入れ、市町村あるいはコミュニティー単位で設置される仮置き場や除染現場で保管される。環境省によれば、この仮置き場や除染現場における汚染された廃棄物の保管期間は「3年程度」とされているが、中間貯蔵施設や最終処分場の設置が遅れば、仮置き場や除染現場での汚染物質の保管はさらに長期化することとなる。

国は、福島県内では、除染後の除去土壌等や放射性物質に汚染された廃棄物の量が膨大となるため、現時点で最終処分の方針を明らかにすることは困難であることから、福島県の双葉・大熊両町に設置を予定している中間貯蔵施設に福島県内の廃棄物を運び込む方針を示している。しかし、中間貯蔵施設の建設が果たして予定どおり進むか否かは不透明であり、今後も様々な紆余曲折が予想される。さらに、国は、30年以内に汚染物質を中間貯蔵施設から最終処分場に運び出すとしているが、その具体的な道筋はまだほとんど明らかにされていない。除去土壌等の最終的な処分につい

て環境省は、「除染によって生じた除去土壌が現時点で現場等で保管されている場合には適切に管理し、今後処分方法等の決定後、適宜処分等を実施していきます。」（環境省除染情報サイト「除染措置完了市町村について」・甲A286）とするにとどまり、具体的な処理の方針は何ら示されていない。

このように、除染後の除去土壌等の行き場に関する具体的な見通しが定まらないため、除去土壌等は、除染を行った現場等で「仮置き」という形で「保管」することが当たり前になっている。

たとえば、被告東電から書証として提出されている「いわき市除染計画《第2版》」（平成25年3月・乙36）14頁では、「除去土壌等については、法に基づき処理します。具体的には、国が設置する中間貯蔵施設に搬入することになりますが、国による中間貯蔵施設設置には3年程度の期間を要するとされているため、この間は、状況に応じ敷地内等など除染した現場等での『現場保管』や、市が設置する『仮置場に保管』することとします。」、同「いわき市除染計画《第3版》」（平成26年10月・乙37）17頁では、「除去土壌等については、法に基づき処理し、国が設置する中間貯蔵施設に搬入することになります。搬入には、中間貯蔵施設の設置後、数年程度の期間が見込まれるため、この間は、状況に応じ敷地内等など除染した現場等での『現場保管』や、『仮置場保管』とすることとします。」、同「いわき市除染計画《第4版》」（平成28年3月・乙38）15頁でも、同じく「除去土壌等については、法に基づき処理し、国が設置する中間貯蔵施設に搬入することになります。搬入には、中間貯蔵施設の設置後、数年程度の期間が見込まれるため、この間は、状況に応じ敷地内等など除染した現場等での『現場保管』や、『仮置場保管』とすることとします。」などと記載されているのみで、除去土壌等の現場保管の期限すら示されていない。実際、現在においても、ここに記載されている中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入の具体的目途は立っておらず、相変

ならず「現場保管」や「仮置場保管」が継続している状況である。このままでは、住宅等のそばに除去土壌等が今後も長期間放置される可能性がある。

放射能で汚染された除去土壌等を除染を行った現場に期限も定めずに留め置くことは、果たして「除染」といえるのか。通常の一般人の感覚では、このような措置をもって放射能を除去したと評価することは到底困難である。

6 海洋・河川汚染に対する無策

本件原発事故では、海洋や河川も広範囲にわたって汚染されている。

福島沖の海底では、東京大学と海上技術安全研究所などが、原発から20キロメートル圏内の海域を中心に海底の放射性セシウムの汚染を調査し、2013（平成25）年8月7日、放射性セシウムの濃度が周辺よりも2～10倍高い「ホットスポット」が40か所見つかったと発表した（2013（平成25）年8月7日付日本経済新聞 Web 刊記事・甲A287）。本件原発事故で放出されたセシウムが海底のくぼんだ場所などにたまったためとみられる。しかし、海洋や海底の除染は、行われていない。

また、河川については、河床の汚染のひどい河川があり、農業や内水面漁業への影響が心配されている。しかし、環境省は「住民への被ばく線量への影響も限定的」等の理由で、「（他の）除染作業が一定程度進展した後実施を検討する」というにとどまっている（環境省「除染等の措置に係るガイドライン」第2版2-121頁・甲A288）。このため、河川の除染も、現在行われていない。

第3 除染の実態

1 いわき市における除染の実施状況

（1）住宅の除染について

いわき市が行っている除染の実績割合は、2016（平成28）年6月末時点において、本件原発事故から既に5年以上が経過しているにもかかわらず、住宅の進捗率は65.7%程度に止まっている（乙C41）。

しかも、この住宅の進捗率65.7%の中身であるが、実績数にカウントされている3万2542戸のうち、実際に除染が実施されたのはわずか7361戸に過ぎず、2万4388戸については調査のみで終了となっている（すなわち除染は行われていない）。これは、事前のモニタリング調査の結果により、毎時0.23マイクロシーベルトを下回った住宅については、除染作業の必要がないと判断されたことによる。

いわき市を含む汚染状況重点調査地域の指定の基準となる空間放射線量は、汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令第4条によって毎時0.23マイクロシーベルト以上と定められている。環境省によれば、毎時0.23マイクロシーベルトは、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間あたりの放射線量に換算し、これに測定器で測定される自然放射線量を加えたものだという。国の基本方針では、年間追加被ばく線量が20ミリシーベルト未満の地域では、長期的に年間1ミリシーベルト以下となることが除染の目標であるとしているから、国の目標の達成効果を見るには毎時0.23マイクロシーベルトの放射線量の基準が重要な意味を持つ。

ところが、単純に計算すると、毎時0.23マイクロシーベルトは、年間2.0148ミリシーベルトとなってしまう。これに対し、環境省の計算では、屋内で活動する時間は建物による遮へい効果により放射線量は屋外の0.4倍になると想定し、上記の単純計算とは異なるものになっている。環境省は、住民が、屋外に8時間、木造家屋に16時間滞在すると仮定し、木造家屋の遮へい効果（屋外の0.4倍）を織り込むと、本件原発事故に由来する屋外の放射線量が毎時0.19マイクロシーベルトのときに、追加被ばく線量が年間で1ミリシーベルトになる、

としている。これに、測定器で測定される大地からの自然放射線量0.04マイクロシーベルトを加えて、毎時0.23マイクロシーベルトの数値を出したのだという（東京都環境局ホームページ「国（環境省）が示す毎時0.23マイクロシーベルトの算出根拠」・甲A289、平成23年10月10日環境省災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会第1回検討会資料「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」・甲A290）。

問題は、環境省のいう建物の遮へい効果の想定が正しいか否かである。

東京新聞が平成25年8月上旬に福島県内で実施した実測調査によれば、本件原発事故で除染した地域では、除染後、屋内の線量は、屋外の線量と同じ程度であったという。東京新聞によれば、「田村市や川内村、楢葉（ならば）町で、住宅の除染が終わって一時帰宅していた住民の協力を得て実測した結果、庭先や玄関先の線量と、居間や寝室などの線量はほとんど変わらないケースが大半だった。／ 窓越しに水田や裏山がある部屋では、玄関先より線量が高いケースも散見された。／ 特に農家では、玄関や縁側を開けっ放しにして生活しているケースが多い。屋外からの放射線なのか、屋内に再び入り込んだ放射性物質からの放射線なのかは明確ではないが、少なくとも国が想定するような状況とはかなり異なっていた。／ 川内村の農家宅で、昨年4月に帰宅してから16カ月間、屋内に置きっぱなしになっていた積算線量計は2.47ミリシーベルト（1年間に単純換算すると1.85ミリシーベルト）と、一般人の上限値の年1ミリシーベルトの2倍近い値を示していた。」という。福島県楢葉町の住宅の実測データでは、屋外の放射線量が毎時0.21マイクロシーベルトであったのに対し、屋内の居間と仏間は毎時0.2マイクロシーベルト、寝室は毎時0.23マイクロシーベルト、トイレは毎時0.27マイクロシーベルトで、屋外とほぼ同じか、屋外を上回る放射線量が計測された（平成25年8月19日付東京新聞 Tokyo Web

記事「福島の3市町村 家の中の線量 外と変わらず」・甲A291)。

環境省の建物による遮へい効果の想定は、除染の現場では、全く外れていた。

除染を行っても、除染の進んでいない周辺の森林からの放射線に加え、屋根や建物の壁などに染み込んだ放射性物質や、屋内に入り込んだチリやホコリに含まれる放射性物質からも放射線は出るので、放射能に汚染された地域では除染後の建物の遮へい効果は期待できないのが実情である。

以上のとおり、環境省の屋内の遮へい効果の想定は誤っており、除染実施地域の現実から遊離している。

屋外を年間0.23マイクロシーベルト以下に除染しても、年間追加被ばく線量は1ミリシーベルト以下に抑える効果は期待できない。除染後の屋内の線量低減効果がみられない結果、除染の目標となる空間放射線量の数値自体が信用のできないものになってしまっている。

そして、上記のとおり、いわき市内の住宅除染の実績は、その大半が事前のモニタリング調査の結果により、毎時0.23マイクロシーベルトを下回ったという理由で、除染作業の必要がないと判断されている。しかし、これまで見たように、この「0.23マイクロシーベルト」という数値自体が上記のとおり誤った想定を基に算出されている以上、「調査にて終了」という「実績」は、実質的には住宅の放射能汚染に対して何もせずに放置するという判断に等しいものである。

したがって、いわき市による除染の「実績」の数値にかかわらず、現実には、原告らいわき市民の住宅の大半が、除染の必要はないと片付けられ、放射能汚染状態が放置されたままになっているのである。

(2) 道路の除染について

さらに、市民が日常的に交通に利用する道路の除染の進捗状況については、わずか13.6%程度に止まっている(乙C41)。

後述するとおり、道路の除染の進捗状況が極端に遅い原因は、道路については、除去土壌の現場保管ができず、仮置場確保にも難航しているためである。

本件訴訟原告団及び、「原発事故の完全賠償をさせる会」は、2016（平成28）年8月22日、いわき市長に対して、0.23マイクロシーベルトを下回った汚泥の除去については除染事業費の対象外としていることを批判し、進捗が遅れている道路側溝からの汚染汚泥の除去作業の促進を求める陳情書を提出した（甲A292）。

2 仮置場確保の難航と「現場保管」の横行

除染の対象となっている各市町村では、仮置場の確保が難航しており、除染作業が進んでいない。その一方で、除染した現場で引き続き除去土壌等を保管する「現場保管」が圧倒的な数で増えている。

- (1) 2014（平成26）年3月1日付福島民報記事（甲A293）によると、福島県が同年2月28日に発表した本件事故に伴う除染で発生した廃棄物などの仮置場と現場保管の総箇所数は、2013（平成25）年12月末現在で4万8164か所であった。2013（平成25）年7月末に比べ2万3910か所増えたものの、総数のうち現場保管は4万7433か所にも上り、全体の98パーセントを超えた。

郡山市に至っては、現場保管が1万7868か所であるのに対し、仮置場の数はゼロとなっている。

福島市では、現場保管が2万3863か所であるのに対し、仮置場と決定したのはたったの9か所（ただし、うち3か所は当時未搬入）となっている。

いわき市でも、現場保管が1019か所に対し、仮置場と決定したのは27か所（ただし、うち14か所が当時未搬入）に過ぎない。

- (2) 除染作業の本格化で、放射性物質を含む除去土壌等は増え続けている。

しかし、仮置場は、最終処分の方針が示されず、保管の期限も定められない中、各自治体とも、その設置に対する周辺住民の理解は容易に得られていない。また、都市部では、そもそも仮置場の候補として適当な場所が少ない（環境省の除染の考え方に従えば、本来、放射性物質は生活圏から「遠ざける」必要があるが、住宅が密集する都市部ではそのような場所を確保するのは困難である。）こと等から、その確保が難航している。この結果、大量の放射能汚染廃棄物が行き場を失い、自宅の庭、学校敷地などの生活空間で保管するしか、除染を行う手立てがなくなっているのが現状である。

また、仮置場の確保が難航しているため、上記で見たように道路の除染が進まないという問題も生じている（乙 C 4 1）。道路では、除去土壌等を道路内に保管することは構造上難しいため、必ず仮置場を確保しなければならないが、それが困難だからである。

このように、仮置場の設置が進まず、原告ら本件原発事故の被害者が住宅等の敷地等から出た除去土壌等の現場保管を余儀なくされている状況である。

(3) 現場保管では、除去土壌等は、同じ敷地に埋めたり、シートで覆って敷地上に置いたりしている（乙 C 3 8 の 1 6 ～ 1 7 頁）。いくつかの保管方法が環境省のガイドラインで示されているが、その内容は放射性物質の取扱いとしては驚くほど簡易であり、十分な期間の保管に耐えられるのか、極めて疑問である。

例えば、地上保管の場合、環境省のガイドラインは次のようになっている（環境省「除去土壌の保管に係るガイドライン」第 2 版 4 - 2 3 頁、平成 2 5 年 5 月・甲 A 2 8 8）。まず、放射性物質の遮へいについて、「除去土壌の搬入後は、側面と上面に汚染されていない土壌を入れた土のうを置いて覆うか、あるいは覆土をします。土のうあるいは履土の厚さは 3 0 c m 以上とします。この場合、民家等、人の住んでいる建物と

の離隔距離をとる必要はありません。上面の遮へいを行わない場合には、除去土壌は民家等、人の住んでいる建物から1 m以上離します。」と記載されており、住宅のすぐそばに放射性物質を保管することが当然視されている。放射性物質の飛散防止については、「口を閉じることができる土のう袋やフレキシブルコンテナ等に入れ、口をしっかりと閉じます。土のう袋等の容器に入れない場合は、防塵用のシートで包みます。」と記載されており、シートで包めば容器に入れる必要すらなくなっている。また、放射性物質の流出防止と雨水の浸入防止については、防水性のあるシートを敷いて、これで覆えば足りるものとされており、まったく厳重とはいえない保管方法が示されている（なお、いわき市の除染実施計画においても、現場保管について上記環境省のガイドラインに沿った措置を行うことが明記されている。乙C38の16頁）。

さらに、現場保管では、空間放射線量や周辺の地下水や保管場所からの浸出水の放射能検査等の継続的なモニタリングも行われぬ。「いわき市除染実施計画〈第4版〉平成28年3月」においても、「保管前後に空間線量率のモニタリングを行う。」とされているのみで、その後の継続的なモニタリング等は予定されていない（乙C38の16頁）。

つまり、いったん保管の工事がなされた後は、保管場所における放射性物質の流出等の監視は実施されないのである。また、子どもなどが放射性物質に接近するのを防ぐための柵なども設置されない。これらの措置は、仮置場では実施されることになっているので、現場保管の管理は、仮置場と比べても極めて不十分なものとなっている。

加えて、仮置場や現場保管では、保管している土壌の量や放射能のベクレル量も測定されないので、住宅の敷地で現場保管をする場合には、どの程度の量の汚染物質が保管されているのかも分からないまま、そのすぐそばに住んで生活しなければならないこととなる。

このように、現場保管では、「保管」とは名ばかりの極めて不十分な

管理しか行われないので、放射性物質を住宅等の側の除染箇所に放置しているのに等しいのが実態である。

(4) 上記「原発事故の完全賠償をさせる会」は、2016（平成28）年8月2日、いわき市内にある保育所・幼稚園・小中学校・高校と子どもたちが生活している施設の除去土壌などの現場保管の状況と除去土壌の搬出等に関して、いわき市との間で懇談を行った（甲A292）。その懇談の中で、いわき市の学校支援課及びこどもみらい課からの情報として、現在においても、公立小学校72校、公立中学校40校の計112校で、2万6334.76㎡にも及ぶ除去土壌が現場保管されており、また、市立幼稚園4園、市立保育所25園、私立幼稚園18園、私立保育所19園の合計66園で、6193.43㎡にも及ぶ除去土壌が現場保管されている事実が明らかとなった（甲A294）。

そこで、本件訴訟原告団及び「原発事故の完全賠償をさせる会」は、2016（平成28）年8月22日、いわき市長に対して、このように幼稚園・保育所と小中学校に現場保管されている除去土壌等の早期搬出促進を求める陳情書を提出した（甲A292）。

このように、いわき市内では、放射線感受性が高いといわれる子どもの生活環境において、現在も放射能汚染された除去土壌等が現場保管されており、子どもらは被ばくの危険に常にさらされているのである。

第4 まとめ

これまで見てきたように、国や行政の進める除染政策に基づく除染は、十分な効果を上げることができない状態であり、また、行政の除染計画に従った除染の実施も遅れている状況にある。

さらに、除染によって生じる大量の廃棄物を最終的に処分するための仕組みが確立されていないばかりか、当面の間その廃棄物を安全に保管する場所を確保することすら事欠いている状況である。

したがって、原告らは、本件原発事故から5年以上が経過した現在においても、日常的に放射線被ばくの危険にさらされており、放射能汚染の心配のない環境で暮らしたいと願う原告ら被害住民にとっては、先の見えない不安な状況が続いている。

以上